

広報くまむら

9



令和2年7月豪雨から2カ月半
復旧復興に向けた所信表明

住民の皆さんのが一日も早く元の生活に戻れるように――

今も 148世帯 275人 (9月18日現在) が避難所生活



球磨中学校体育館避難所



流失した相良橋と第二球磨川橋梁



折れ曲がったままの電柱



休止中のJR肥薩線



公費解体の申請の様子



集められた災害ごみ

広報くまむら

急流と鍾乳洞の里「球磨村」

球磨村は熊本県の南部にあります。令和2年7月豪雨災害により本村は甚大な被害を受けました。一日も早く元の生活に戻ることができるよう、被災した人の応急仮設住宅への入居、生活再建支援などを行っています。村の復旧復興を見守り、ご支援いただければ幸いです。

今月の
表紙



多くの人たちのご協力によって、堆積土砂や災害ごみが撤去中です。しかし、一時帰宅はあるものの、住民が住み続けることができない地区が多くあります。そのような中、神瀬地区では住民集会が開かれました。

令和2年7月豪雨から2ヶ月半――

進む応急仮設住宅建設

応急仮設住宅整備状況（9月16日現在）

設置主体	団地名	設置戸数	構造	スケジュール		備考
				着手	完成予定	
球磨村	球磨村多目的広場仮設団地	33戸	269戸	ムービングハウス	7月16日	7月31日完成 8月2日入居開始
	(仮称) 球磨村グラウンド仮設団地	113戸		木造	8月1日	10月上旬 台風10号接近に伴い工期に遅れ
	(仮称) 球磨村さくらドーム仮設団地	35戸		ムービングハウス	8月7日	9月中旬 9月20日入居予定
	(仮称) 球磨村大王原公園仮設団地 (球磨郡錦町)	88戸		木造	8月7日	10月中旬 台風10号接近に伴い工期に遅れ



(仮称) 球磨村さくらドーム仮設団地



球磨村多目的広場仮設団地



(仮称) 球磨村大王原公園仮設団地（錦町）



(仮称) 球磨村グラウンド仮設団地

災害復興に向けた所信表明

議長のお許しをいただきましたので、この度の7月豪雨災害を受け、復旧・復興に向けての、村政運営に臨む所信を申し上げ、議員各位、並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

25人の尊い命を失った7月豪雨

この度の豪雨は、戦後最大の洪水被害をもたらした昭和40年7月洪水や昭和57年7月洪水をはるかに上回る降雨で、村内はもとより人吉市その他近隣の町村にも甚大な被害をもたらしました。本村において、25人の尊い命を失ったことは、村政を預かるものとして、痛恨の極みでございます。改めまして犠牲になられた皆様のご冥福をお祈りしますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また発災から約2カ月半過ぎた今もなお、村内、村外の避難所に約300人の方々が避難所生活を余儀なくされています。その他にも多くの人が村外の親戚宅などに避難されておられるような状況です。

本村では、発災の前日、直近の大雨警報発令、断続的な雨のため地盤が緩んでいることなどを総合的に判断するとともに、夜間の避難の危険性を考慮

して、7月3日17時に避難準備情報（高齢者等避難開始）を発令し防災無線放送を行い「明るいうちの避難」を呼びかけました。その後、21時39分気象台より「大雨警報」、22時20分「土砂災害警戒情報」が発表され、警戒体制をレベル4に引き上げ「避難勧告」を発令し防災無線放送を行いました。併せて、消防団長などを呼集するとともに、消防団員の自宅待機などを依頼し、有事に備える体制を整えました。

23時25分からは災害対策本部会議を実施し、職員相互の認識を統一しました。そして、7月4日1時55分、渡観測所の水位が「水防団待機水位」を超えたため改めて防災無線での避難の呼びかけを行い、3時30分、渡観測所の水位が「氾濫危険水位」を超えて「避難指示緊急」を発令、改めて防災無線による避難の呼びかけを行いました。その後も雨が降り続き水位の上昇が見られることから5時36分、自衛隊に対し「災害派遣要請」を行いました。その後、7時頃村全域で停電が発生し、固定電話での連絡が取れなくなり、情報収集もままならない状態のなかでの災害対応を余儀なくされました。

その後、天候の回復を待つて12時30分からようやく航空自衛隊によるヘリでの救助活動が開始されましたが、道の浸水などにより難航し、厳しい状況が続きました。そのような中、消防団や地元ラフティング業者による身を挺した救助活動が始まり、多くの人が救助されました。その他にも球磨川流域の地区においては、住民の勇気ある行動により、さまざまな救出が行われたと聞いております。危険を顧みず、人命救助に関わっていただきましたすべての皆さんに心より感謝申し上げます。

このような混乱の中、さくらドームを避難所として、全国のDMAT（災害派遣医療チーム）や日赤、医師会などによる保健医療活動が開始され、発災から2日後の7月6日より、熊本県をはじめ、県教育委員会、多良木町、人吉市のご協力をいただき、旧多良木高等学校避難所、人吉第一中学校体育馆避難所を開設、7月12日には芦北町や八代市などの協力をいただき、被災者の人が避難所若しくは親戚宅など安全な場所への避難が終了しました。

また、全国の保健師などの協力を得ながら、避難所及び在宅避難者の健康調査による要フォロー者の把握及び支援を行いました。

その後は、熊本県や長崎県をはじめ全国からのご支援をいただきながら避難所運営を行ってきましたが、今回は新型コロナウィルス感染症予防が大きな課題であり、その施設の環境設定及



多目的広場仮設団地

甚大な被害と生活再建支援

このたびの災害では大規模な浸水被害をもたらしましたが、球磨川流域の集落においては、堤防の越水などにより氾濫流が発生し、床上床下浸水に加え家屋の流失などを含めると約500棟が被害を受けました。さらに村の動脈ともいえる国道219号線は崩落崩壊箇所が29カ所、県道においては31カ

び感染防止啓発を常時行つております。今まで感染は発生しておりません。当初400人を超える人が避難されていましたが、現在では先行的に建設された球磨村多目的広場仮設団地33戸に、8月2日より33世帯130人の人がすでに入居しております。今後の予定としては、9月20日には、さくらドーム仮設団地35戸への入居が開始され、その後9月末には運動公園仮設団地113戸、10月中旬には錦町大王原仮設団地88戸が完成し、ほぼすべての避難者の皆さまが仮設住宅へ入居していただける見込みとなっています。皆さまが、生活再建に向けて少しでも早く安心して落ち着いた生活を取り戻していただけるよう、全力で取り組んでいふところです。

難航した救助活動と避難所運営



崩落した国道 219 号線（馬場）

所に及び、村道、林道についても調査中であります。また、橋梁については、球磨川に架かる橋が 5 本、その支流に架かる橋が 5 本、併せて 10 本もの橋が落橋し、村内の交通網は完全に遮断された状況でした。また、その被害は球磨川沿いの集落に集中し多くの集落が道路決壊などにより孤立し、電気、水道、通信等のインフラがすべて遮断され開通までには多くの時間を要すると思われました。しかし、国交省や県などの支援により、道路啓開が進み、現在では 1 集落を除いて仮復旧であります。併せて電気やテレビも復旧するなど少しづつではありますが復旧が進んでいます。

災害ゴミ及び土砂撤去につきましては、発災当初、道路の決壊などにより通行が制限されていたことから、まず渡地区から自衛隊やトラック協会、地元のボランティアなどにより開始されました。その後国道 219 号線の啓開状況に合わせて一勝地地区、神瀬地区

に、車で通れるようになっています。併せて電気やテレビも復旧するなど少しづつではありますが復旧が進んでいます。

災害ゴミ及び土砂撤去につきましては、発災当初、道路の決壊などにより通行が制限されていたことから、まず渡地区から自衛隊やトラック協会、地元のボランティアなどにより開始されました。その後国道 219 号線の啓開

には、大きな不安と不満を抱かせています。また、神瀬地区におきましても、被災状況が他の地域とは異なり、山腹崩壊などによる土石流被害でわれている状況です。時間はかかりますがしっかりと対応して参りたいと考えています。

また、被災家屋などの解体・撤去を村が所有者に代わって行う公費解体につきましては、9月8日から申請受付を開始しており10月より解体工事が開始できるよう準備を進めています。併せて、既に若しくはこれから自費解体される人への費用償還につきましても申請いただいております。

次に被災された皆さまへの支援ですが、先程も申しました通り、10月中旬には 269 戸すべての仮設団地が完成予定です。その時点で避難者の皆さまの仮設住宅への入居が終了する見込みとしておりますが、住家に被害がなくとも、道路や飲料水の途絶などで住家に住むことができない人が仮設住宅を利用できるよう対応します。

また、仮設住宅等に入居されている人の見守りや、日常生活を送るうえでの相談支援などを行う活動の拠点として「支え合いセンター」を開設いたします。高齢者世帯や独居世帯を中心にお訪問し、見守りや日常生活上の相談支援に取り組んで参ります。

多くの支援に感謝

このたびの災害におきましては、議員の皆さまには発災当初からご支援をいただきしております。また、多くの団体、企業をはじめ全国の皆さまから心のこもった支援物資や義援金等をいただきております。また、熊本県内を中心にお各地からのボランティアの皆さまに、復旧、復興に大きな力添えをいたしております。また、国の機関、他の自治体、その他多くの支援団体などから人的支援をいただいており改めまして、心より深く感謝申し上げます。

コミュニティの再生を目指す

発災以来、災害対策本部を中心として様々な角度から災害対応、復旧及び被災者支援を行ってまいりました。役場の機能としては熊本県からの中長期職員を村の職員として 5 人採用し、新たに「復旧復興課」を設置し、その他に技術職を中心に 50 人を超える応援職員の派遣を県に要請し、今後の復旧復興の取り組みを加速させて参ります。

球磨村が元気を取り戻し、住民の皆様の生活が正常化するまでには、一定の時間が必要です。国交省と県においては、令和 2 年 7 月豪雨検証委員会を設置し、第一回目の協議が行われました。今後、スピード感をもつて抜本的な治水対策の見直しが行われるものと思います。私は、8 月の広報紙の中に述べましたように「村民に寄り添い、

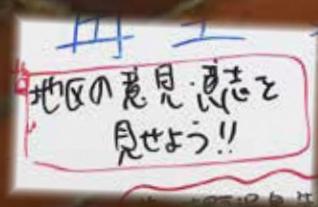
一日早い復旧と安全・安心して住み続けられる村」の実現のために、全力で取り組む所存であります。今回、壊滅的な被害を受けた三地区（渡、一勝地、神瀬）につきましては、それぞれの地域でコミュニティの再生を目指したいと考えております。そのためには、嵩上げや宅地の造成など、住民の意向を聞きながら、あらゆる選択肢をもつて取り組みます。また、球磨川支流域の地域におきましても、それぞれに丁寧に進めてまいります。

本村では、住民、地域、行政が総力をあげて早期の復旧を目指し、新しい球磨村の実現に向けて歩みを進めていくための基本的な考え方や取り組みをべき主要施策や具体的な取り組みを示した「災害復興計画」を本年度中に策定予定としており、今後、計画に基づき村民の皆様と共に復旧・復興を着実に推進してまいります。この災害復興計画を策定するにあたっては、アンケート調査や住民の皆さまとの話し合いの場を設け、皆さまのご意見を基に進めています。

私たちは球磨村発足以来これまでに経験した事のない試練に直面しました。今後、一日も早く、被災された方々が生活を再建され、自らの生活を取り戻されますよう、全庁一丸となつて取り組んでまいりますので、議員の皆様、そして村民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

地区の意思意見を みせよう

こうのせ再生委員会（仮）開催



9月13日、泥がきれいに拭かれた神瀬多目的集会施設で「こうのせ再生委員会（仮）」が行われました。

「誰でも参加できる」、「ここに来れば神瀬の人になれます。話せます」と書かれたチラシや口コミで、神瀬地区住民、神瀬地区出身、ボランティアなど約20人が集まりました。「いつ仮設住宅に入れるか不安」、「情報が全然入っていない」、「神瀬に帰りたいけど安全面が心配」、「ボランティアの皆さんのおかげで神瀬がきれいになつてうれしい」と今後の復旧復興についての話題もあり、神瀬地区の連絡

体制のこと、支援物資が必要な人にいきわたるように考えて行こうと話し合いが行われましたが、行政の対応などへの不満もしました。それでも、これから神瀬について継続して話し合いを行い、「まずは自分たちで地域の意見・意思をみせよう」という気持ちで一致しました。



事務員の岩崎哲秀さん



話し合いの様子

【こうのせ再生委員会（仮）】
毎週土曜午後1時30分
場所 神瀬多目的集会施設
どなたでも参加できます。困
りごとや素朴な質問・疑問を
みんなで話します。

正午ごろから焼き出しもあります。

今後の復旧復興についての
話題もあり、神瀬地区の連絡

第1回球磨村の復興に関するアンケート調査を実施しました

村は、今後の豪雨被害への取り組みについて、豪雨で受けた被害から単に復旧するだけではなく、創造的な復興をしていく必要があると考え、これから復旧・復興の道標として「復興計画」を策定します。

そこで、今年度15歳以上の村民の皆さんを対象として現時点の思いをお尋ねしました。被災後2カ月という時期でしたが、さまざまご意見が寄せられています。アンケートは集計中ですが、自由記載の一部を紹介します。アンケートは取りまとめ後広報紙でお知らせします。また復興計画策定に伴い、住民懇談会などを行う予定です。

毎年、梅雨時の心労（水害など）があり、球磨村に住みたいと思う気持ちはあるが、災害の無い所に心配なく住みたいと思う。今回のように国道が寸断されたら孤立してしまうので、これから先の事を真剣に考えてみたい。

私達避難所にいる人間は、今の生活を考えるのが精一杯で、他の事を考える余裕がありません。これから先、どう生活できるか、不安で仕方ありません。仮設に入れるかも、わからない状態です。安心して生活できる様努力をし、願っています。

長年住み慣れた土地を離れるのは大変さしい思いですが、またこのような水害に見舞われると思うと今はどうしても住み続ける気持ちになれません。国県村での対策はいろいろと考えていただいておりますが今は恐怖でいっぱいです。一瞬にして失ってしまった貴重な家、物、心と思いが強く少し離れて物事を見つめなおしたい気持ちです。

もう少しスピード感をもって復旧・復興に取り組んでいただきたい。そうしないと球磨村の夢も将来も語れません。大変でしょうが、頑張ってください。

災害の状況をもっと発信していかなければならないと思う。ボランティアで村外の人と一緒になるが来て初めて状況を知ったという人が多い。

今回の豪雨災害において災害を受けた、難を逃れたなどの個人的なことではなく、球磨村全体が壊れた悲しみでいっぱいです。生活基盤が復旧整備され早く元の生活に戻ることを願っています。

今回災害は誰もが想像もしていなかった。災害になって初めて球磨村は危険区域と実感しました。今の球磨村の人口も半分になる。そうならないように。個人が思うには高台の宅地造成をし、安心して過ごせる村にしてほしい

※アンケート調査は避難所での手渡し及び郵送で送付していますが、届いていない人は大変お手数ですが問い合わせください。



問い合わせ ふるさと創生課企画調整係 ☎(32)1114

生活関連

情報の窓口

お知らせ · i

i 住家に被害を受けていなくて
も仮設住宅を利用できます

令和2年7月豪雨災害に伴い、道路や水道などが被災するなどインフラなどの被害を理由として「長期に応急仮設住宅を提供する地域」を次のとおり認定しました。対象地区の人で仮設住宅入居未申請の人には個別に調査票を送付します。

認定地区

糸原、立野、境目、大槻、板崎、浦野、坂口、藏谷、高沢、沢見、横井、神瀬一区、神瀬二区、木屋角、上原、松野、四藏、永椎、日当、大岩、簗瀬、上部、多武除、楮木、川島

仮設住宅が利用できる期間

水道・電気・道路等の被害などを理由として、住家に住めない事由が解消するまでの期間 詳しくは問い合わせください。

☎ (32) 1116

問い合わせ 建設課工務係

☎ (32) 1114

問い合わせ 創生課企画調整係

☎ (32) 8801(FAX兼用)

問い合わせ 球磨川歯科医院

ふるさと創生課企画調整係

問い合わせ
球磨村復興本部住宅支援班
☎ (32) 1111

i 集落営飲料水供給施設の災害
復旧について

令和2年7月豪雨災害に伴い、地区で管理している水道施設のうち災害復旧に要した費用につきまして補助を行います。

申請される水道組合は次により手続きください。

対象となる水道施設
地区(水道組合)で管理している水道施設※個人で引いている水道は対象になりません。
申請に必要なもの
・施工業者からの見積書など
詳しく述べて問い合わせください。

問い合わせ 建設課工務係

i 和2年国勢調査の延期
国勢調査は5年に1回に行われる大切な統計調査です。本年は国勢調査が全国で施行年で、10月1日現在の調査が令和2年7月豪雨災害の被災により調査を延期されています。球磨村は令和2年7月豪雨災害の被災により延期します。延期後の実施時期は決まり次第お知らせします。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

また、国勢調査では、村の職員や調査員が電話で直接、個人情報や預金額等を聞くことはありません。公的機関などをかたり、家族構成や資産状況等を聞き出そうとするいわゆる「アボ電」の可能性もあります。このような電話は、すぐに切ってください。着信番号通知や留守電の録音機能を活用し、誰からの電話か分かつたうえで電話に出るなどし、トラブルを防ぎましょう。

問い合わせ
詳しく述べて問い合わせください。

i 球磨川歯科医院よりお知らせ
球磨川歯科医院よりお知らせ

令和2年7月豪雨に伴い、当医院は大きく損壊したため、閉院することになりました。 移転、再開を計画していますが、詳細については問い合わせください。

問い合わせ

i 熊日金婚夫婦表彰式の延期
熊日金婚夫婦表彰式は、令和2年7月豪雨災害により延期します。
対象者の皆さんには個別にお知らせを行います。
なお、延期後の開催日については決まり次第お知らせします。

問い合わせ
住民福祉課福祉係
☎ (32) 1112

戸籍の窓

8月届け出分（敬称略）

▼お誕生おめでとう

氏名 大岩詩	地区 木屋角	保護者 翼
-----------	-----------	----------

▼お悔やみ申し上げます

氏名 大槻ルイ子 上原宏一	地区 大槻 上原	年齢 85歳 60歳
---------------------	----------------	------------------

災害後のことの ケア相談

熊本県精神保健福祉センター
ここでの健康相談電話

☎ 096(386)1166

受付時間 9時～16時

(月～金 祝日・年末年始除く)

人口・世帯の動き (9月1日現在)

人 口	前月比
世帯数(戸) 1,393	-12
人 口(人) 3,429	-24
男 性(人) 1,639	-5
女 性(人) 1,790	-19
高齢化率(%) 45.1	

i 住居の片づけやごみ出し、泥 撤去などにお困り人へ

人吉市社会福祉協議会と球磨村社会福祉協議会では、被災した村民の皆さんを支援するため「災害ボランティアセンター」を開設しています。
浸水で被害を受けた家の片づけやごみ出し、住居内の泥出しなどを依頼することができます。

過去の災害では、飛び込みでやつてくるボランティアの中には、ボランティア保険に未加入だったり、作業を途中で放置する事案も発生していることがあります。「ご注意ください。ボランティアについて」は、まずは人吉市災害ボランティアセンター「球磨村サテライト」にご遠慮なくご相談ください。

問い合わせ

人吉市災害ボランティアセンター
【球磨村サテライト】
場所 球磨村総合運動公園
☎ 080-(5064)9614
受付時間 午前9時から午後4時

i 人吉警察署からお知らせ

令和2年7月豪雨災害に伴い、当面の間、渡駐在所員は一勝地駐在所に在所して警察活動を行いますのでよろしくお願いします。

問い合わせ 人吉警察署一勝地駐在所

人吉警察署 ☎ (32)0024
人吉警察署 ☎ (24)4110

i 県税の申告期限などの延長 及び減免などのお知らせ

今回の豪雨により、県内的一部の地域(※)に住所や本店を有する人の県税の申告や納付などの期限を延長しました。

また、自動車や事業用資産などに一定以上の被害を受けた人は県税の减免を、被災により県税の納付が困難な人は、納税の猶予を受けられる場合があります。

詳しくは問い合わせください。

※人吉市、球磨村、山江村、相良村、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、五木村、八代市坂本町、葦北郡、北町

問い合わせ 県南広域本部
☎ 0965(368)3180
自動車税事務所

i 労使紛争の解決に「あっせん」 をご利用ください

熊本県労働委員会は、解雇や労働条件の変更など、労働者と事業主とのトラブルにおいて、自主的な解決が難しい場合に、3人の委員が話し合いによる解決をお手伝いする「あっせん」を行っています。

労働者の方は正社員であるか否かにかかわらず、また、事業主の方も利用できる制度です。

まずは、お気軽にご相談ください。

問い合わせ 熊本県労働委員会事務局
☎ 096(333)2753

相談

災害時のストレスでDVなどのリスクが高まります

令和2年7月豪雨災害により、避難生活や生活再建への不安に加え、新型コロナウイルス感染症の感染リスクなどの様々なストレスを抱え、DVなどの発生リスクが高まります。ひとりで抱え込まず、まずは相談ください。

相談機関

熊本県女性相談センター
(DV相談専用電話)
☎ 096(381)7110

日時 10月15日(木) 10時～15時

問い合わせ
熊本行政評価事務所
☎ 096(324)1662

10月7日(水)から13日(火)まで「行政相談週間」にちなんで、相談所が開設されます。お気軽にご相談ください。

相談場所

桜十字ホールやつしろ1階多目的ホール(八代市新町5-20)

日時 10月15日(木) 10時～15時

問い合わせ
熊本行政評価事務所
☎ 096(324)1662

10月7日(水)から13日(火)まで「行政相談週間」にちなんで、相談所が開設されます。お気軽にご相談ください。

相談機関

熊本県女性相談センター
(DV相談専用電話)
☎ 096(381)7110

日時 平日 8時30分～22時

※土日祝日は9時から開始。

熊本県警察本部(警察安全相談室)
☎ 096(383)9110

行政書士会の相談会

熊本県行政書士会では、毎年10月を「行政書士制度広報月間」として行政書士のPR活動を行っています。

本年も無料相談会などを実施しますのでお気軽にご相談ください。

電話無料相談

日時 10月1日(木)

午前10時～午後4時

☎ 096(385)7301

街頭無料相談会

日時 10月21日(水)、22日(木)

午前10時～午後4時

☎ 096(385)7301

レフトスペース

(熊本市中央区手取本町6番1号)

問い合わせ 熊本県行政書士会
☎ 096(385)7300



65歳以上の皆さまへインフルエンザ予防接種実施のお知らせ

令和2年度インフルエンザ予防接種を下記のとおり実施しますのでお知らせします。

例年、申し込みは回覧文書でおこなっておりましたが、今年度は電話での申し込みとなりますのでご注意ください。

申込期間	9月14日(月)～10月30日(金)
対象者	対象者の年齢の基準日を令和2年11月30日とし、次に該当する人 ① 接種当日に満65歳以上の人（昭和30年11月30日生まれの方まで） ② 60歳以上65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器に障害がある人、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害がある人（身体障害者手帳1級所持の一部の人）※①②以外の人への接種費用の助成はありません
接種期間	球磨郡の医療機関：10月1日（木）～12月28日（月） 人吉市の医療機関：10月1日（木）～11月30日（月）
自己負担金	1,500円（生活保護世帯員は無料）
接種回数	1回
申込方法	下記「インフルエンザ予防接種の申込方法」を参照しながら、球磨村役場保健医療課☎(32)1139へ電話で申込みください。 旧多良木高校避難所・球磨中学校避難所にいる人 各避難所にて、【指定避難所用申込み用紙】を9月14日に配布しました。 希望者は、専用の申込用紙に記入して申込み下さい。

インフルエンザ予防接種の申し込み方法

予防接種を希望される人は、下記の手順で申込みください。

※ 旧多良木高校避難所・球磨中学校避難所に避難中の人は、備え付けの【指定避難所用申込み用紙】で申込みください。

- ①球磨村役場保健医療課☎(32)1139へ電話をする。
- ②「高齢者インフルエンザ予防接種の申し込みをしたい」旨を伝える。
- ③「氏名」、「生年月日」、「住所」、「予診票送付先住所」、「電話番号」を伝える。
- ④【実施医療機関】から希望する医療機関を選び伝える。

実施医療機関

* 下記以外の医療機関や、県外の医療機関での接種を希望される人はご連絡ください。

球磨郡 (12 医療機関)

球磨村診療所 (32)0377	増田耳鼻咽喉科クリニック (45)8001	犬童耳鼻咽喉科 (43)0777
犬童内科胃腸科医院 (45)1125	緒方医院 (35)0131	上球磨クリニック (42)5868
古城クリニック (44)0321	田中医院 (錦町) (38)0061	酒瀬川内科 (38)0050
高田内科医院 (38)3677	脳神経外科 小林クリニック (38)5670	権頭医院 (36)0008

人吉市 (30 医療機関)

愛甲産婦人科麻酔科医院 (22)4020	愛甲やすらぎ・ひふ科医院 (22)8469	あいだ診療所 (25)1651
有島耳鼻咽喉科医院 (24)2200	伊津野医院 (22)3066	岡医院 (22)3371
願成寺ごんどう医院 (24)4700	球磨病院 *かかりつけの方のみ (22)3121	河野産婦人科医院 (24)3838
小林脳神経外科 (24)8331	しらおく内科クリニック (25)1550	たかみや医院 (24)5611
田中クリニック (22)7222	田中医院 (瓦屋町) (24)6127	堤病院 (22)0200
堤病院附属九日町診療所 (22)2251	愛生記念病院 (22)6878	外山胃腸病院 (22)3221
外山内科 (22)2003	豊永耳鼻咽喉科医院 (22)2031	浜田医院 (22)3415
とやまクリニック胃腸科肛門科 (28)3375	三浦整形外科医院 (22)3401	光永医院 (22)2366
ひとよし内科 (24)1211	人吉リハビリテーション病院 (24)6111	ふかみ耳鼻咽喉科 (24)1126
万江病院 (22)2357	光生病院 *入院患者のみ (22)5207	平井整形外科リハビリテーションクリニック (24)8213

予防接種当日に必要なもの

- ・予診票・済証・接種料金 1,500 円（生活保護世帯員は無料）
- ・保険証（身分証明ができるもの）・健康手帳（お持ちの人は病院に提出ください）

問い合わせ 保健医療課保健予防係 ☎ (32)1139

令和2年7月豪雨による災害被災者に対する村税の減免について

村では、令和2年7月豪雨に伴い被災された皆さんに対して、村税の減免申請を次のとおり受け付けています。期限までに必要な書類を添えて、申請してください。

減免の対象

令和2年度の課税額のうち、災害発生日（7月4日）以降に納期限が到来するもの

申請期限

令和3年3月31日(火)

申請先

税務課課税係

申請に必要なもの

- 減免申請書（税務課に備え付けてあります）
- 印鑑（認め印可）
- 罹災証明書
- 国民健康保険税の減免内容（区分2）に該当する場合は、収入が最も減少した月および直近の月の帳簿または給与明細書の写し
- 修理見積書等（固定資産税の償却資産分の減免を申請する場合）
- 写真（可能な範囲で）（固定資産税の空家、倉庫、土地などの減免を申請する場合）

減免の内容

村民税 区分1

合計所得金額区分	住宅が半壊と判定されたときの減免の割合	住宅が大規模半壊と判定されたときの減免割合	住宅が全壊と判定されたときの減免の割合
500万円以下	2分の1	4分の3	全部
750万円以下	4分の1	8分の3	2分の1
750万円超 1,000万円以下	8分の1	16分の3	4分の1

村民税 区分2

区分	減免の割合
災害により死亡した場合	全部
災害により生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合	全部
災害により障害者（地方税法第292条第1項第10号に規定する者）となった場合	10分の9

固定資産税 土地

損害の程度	減免の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

固定資産税 家屋

損害の程度	減免の割合
全壊と認定されたとき	全部
大規模半壊と認定されたとき	10分の8
半壊と認定されたとき	10分の6

固定資産税 償却資産

損害の程度	減免の割合
廃棄または復旧不能のとき	全部
修理費が評価額の10分の6以上であるとき	10分の8
修理費が評価額の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
修理費が評価額の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

国民健康保険税 区分1

区分	減免の割合
災害により、主たる生計維持者が死亡し、または、重篤な傷病を負った世帯	全部
災害により、主たる生計維持者が行方不明となった世帯	全部
災害により主たる生計維持者以外の被保険者が行方不明となった世帯	令和2年度に課税する当該年度分の保険税と行方不明者以外の被保険者について算定した保険税との差額

国民健康保険税 区分2

災害による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入の減少が見込まれ、次のア～ウの全てに該当する世帯

ア. 世帯の主たる生計維持者の事業収入などのいずれかの減少額が前年の事業収入などの額の10分の3以上であること
イ. 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
ウ. 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得合計額が400万円以下であること

前年の合計所得金額または条件	減免の割合
災害に起因し、事業などを廃止した場合	全部
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

国民健康保険税 区分3

主たる生計維持者の居住する住宅の損害程度	減免の割合
全壊	全部
大規模半壊	2分の1
半壊	

令和2年7月豪雨により被災された人に対する国民健康保険医療費の一部負担金の免除および還付について

令和2年7月豪雨災害により被災された方（下の【免除の要件】に該当する方）で、令和2年7月4日から令和2年10月末日までに医療機関等の窓口にて医療費の一部負担金（自己負担分）を支払われた場合は、申請を行うことにより、支払った医療費の還付を受けることができます。

■ 免除の要件

国民健康保険の被保険者で、(1)～(5)のいずれかに該当する人

- (1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした人
- (2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った人
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である人
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した人
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

※床下浸水の人は対象外となります。

■ 申請に必要なもの

- ・国民健康保険一部負担金還付申請書
- ・医療機関等で一部負担金を支払った領収書原本
- ・国民健康保険一部負担金免除証明書又は免除の要件に該当する罹災証明書
- ・被保険者証
- ・印鑑
- ・世帯主名義の振込口座が確認できるもの

■ 還付の対象とならないもの

- ・入院時の食事代や差額ベット代
- ・あんま、はりきゅう、マッサージ、整骨院などの施術費用
- ・その他保険診療外の費用

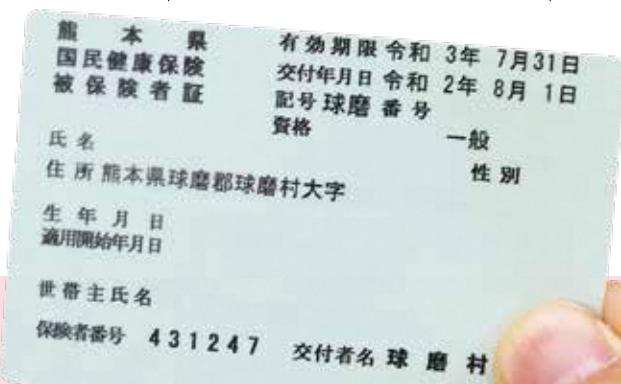
■ 還付の対象

- ・保険医療機関などにおける一部負担金
- ・保険外併用療養費又は訪問看護療養費に係る自己負担額

■ 申請期限

代金を支払った日の翌日から起算して2年

今年の保険証の色は薄緑です



令和2年7月豪雨により被災された人に対する後期高齢者医療の一部負担金の免除および還付について

令和2年7月豪雨災害により被災された方（下の【免除の要件】に該当する人）は、10月31日(土)まで後期高齢者医療の一部負担金（自己負担分）は免除となります。

医療機関などでの窓口での申告で一部負担金の支払いは不要となります。申請により免除証明書の交付を行っています。

また7月4日から10月31(土)までに医療機関等の窓口で医療費の一部負担金（自己負担分）を支払われた場合は、申請を行うことにより、支払った医療費の還付を受けることができます。

■ 免除の要件

後期高齢者医療の被保険者で、(1)～(5)のいずれかに該当する人

- (1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした人
- (2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った人
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である人
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した人
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

※床下浸水の人は対象外となります。

■ 申請に必要なもの

〔一部負担金の免除申請〕

- ・後期高齢者医療一部負担金免除申請書
- ・罹災証明書の写し
- ・被保険者証・印鑑

〔一部負担金の還付申請〕

- ・後期高齢者医療一部負担金還付申請書
- ・受診医療機関等明細書
- ・医療機関等で一部負担金を支払った領収書原本
- ・免除証明書の写しまたは罹災証明書の写し
- ・被保険者証・印鑑
- ・被保険者名義の金融機関口座がわかるもの（預金通帳など）

■ 還付の対象

- ・保険医療機関などにおける一部負担金
- ・保険外併用療養費又は訪問看護療養費に係る自己負担額

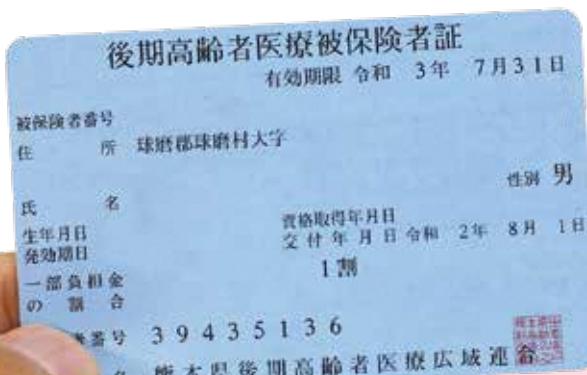
■ 還付の対象とならないもの

- ・入院時の食事代や差額ベット代
- ・その他保険診療外の費用

■ 申請期限

代金を支払った日の翌日から起算して2年

今年の保険証の色は青です



問い合わせ 保健医療課住民医療係 ☎ (32)1139

被災家屋の解体・撤去申請（公費解体）について

令和2年7月豪雨災害により被災した家屋等を、所有者の申請により、村が所有者に代わって解体・撤去します。申請書の提出がないと解体は行えません。事前相談では解体の受付とはなりませんので注意下さい。

解体・撤去の対象

り災証明書で「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」の判定を受けた個人の家屋等や、中小企業者の事業所などで、生活環境の保全上撤去が必要と認められるもの。

予約受付方法 申請前に窓口か電話で予約受付

受付時間 9時～16時まで

※実際の申請受付は、予約してから数日～数週間後になります。

申請書受付期限 12月25日（金）

申請書受付時間 9時～16時

（予約時に指定した受付時間）

申請書受付会場

コミュニティセンター清流館（球磨村役場庁舎横）

申請書の配布場所

○球磨村役場生活環境課窓口

○球磨中学校避難所

○旧多良木高等学校避難所

※村公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

よくある問い合わせ

○空き家や倉庫のみの解体・撤去は制度の対象になりますか？

→対象となる場合がありますので、申請前に生活環境課まで相談ください。

○家屋の一部のみの解体・撤去やリフォームは制度の対象ですか？

→対象外です。被災家屋全体を解体・撤去することになります。

解体・工事前のお願い

○家電製品や家具については、事前に撤去をお願いします。倒壊の可能性がある場合などはそのままにしておいて構いません。

○食器・衣類・書類などについてもできる限り片付けてください。

○住家の設備とみなされるものは残しておいて構いません。（例）給湯器、システムキッチン、流し台、ソーラーパネル、浴槽、トイレなど

○電気・電話・インターネットは使用停止の連絡をして解体工事に支障がないよう、配線の撤去を依頼してください。また水道、ガスは使用停止の連絡をしてください。

自ら費用を負担し、被災家屋等の解体・撤去を行った場合 (自費解体) の費用償還について

自ら費用を負担し被災家屋等の解体・撤去を行った場合でも、村に費用の償還を申請することができます。

償還額

『村の基準により算定した金額』と『解体業者に支払った金額』の低い方

償還対象

10月31日(土)以前に契約したもので、り災証明書で「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」の判定を受けた個人の家屋等や、中小企業者の事業所等で生活環境の保全上撤去が必要と認められるもの。

予約受付方法 申請前に窓口か電話で予約受付

受付時間 9時～16時まで

※実際の申請受付は、予約してから数日～数週間後になります。

申請書受付期限 12月25日（金）

申請書受付時間 9時～16時

（予約時に指定した受付時間）

申請書受付会場

コミュニティセンター清流館（球磨村役場庁舎横）

申請書の配布場所

○球磨村役場生活環境課窓口

○球磨中学校避難所

○旧多良木高等学校避難所

自費解体の注意事項

○一棟のうち一部を解体したものは対象外です。

○不当に高額な費用を請求する業者には注意してください

○次の関係書類の保管、取得、準備をお願いします。

・解体工事前、工事中、工事後の状況写真

・解体工事に係る契約書、見積書、請求書、領収書、建物の登記事項証明書

・解体工事に係るマニュフェスト伝票（E票）の写し
(排出した産業廃棄物が最終処理したことが確認できる伝票のこと)

問い合わせ（公費解体・自費解体両方）

生活環境課生活環境係☎ (32) 1139

災害援護資金貸付制度についての相談窓口を開設しています

令和2年7月豪雨災害により負傷又は住家、家財に被害を受けた世帯主の方は、災害援護資金貸付制度の申込みができます（所得制限等の要件があります）。

制度の利用にあたっては、球磨村及びグリーンコープ家計相談員による事前相談をしたうえで申込みを行っていただくこととしますので、本制度の利用を考えている人は、必ず相談をしてください。

また、相談については予約制としますので、必ず事前にご連絡をお願いします。

なお、相談の内容次第では希望にそえない場合があります。

相談日程 9月29日(火)、10月1日(木)、6日(火)、8日(木)、13日(火)、15日(木)、20日(火)、22日(木)

受付時間 午前9時～午後4時

※1人当たりの相談時間は1時間～1時間30分程度を予定しております。1日当たり4人程度の相談を予定しています。

所得制限表

同一世帯に属するものの数	1人	2人	3人	4人	5人以上
所得の合計額(万円)	220	430	620	730	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

球磨村障害福祉サービス費等の利用負担額の減免について

令和2年7月豪雨災害により被害を受けた人に対して、障害福祉サービス費等の利用者負担額の特例が12月末まで適用される場合があります。申請される人は、下記によりお手続きください。

減免の対象となる利用料

- ・障害福祉サービス費（介護給付費、訓練等給付費）
- ・療養介護医療
- ・障害児通所（入所）給付費　・自立支援医療
- ・補装具費

減免の対象者

- ①住宅、家財などが被害を受けて、り災証明書を取られた人。
- ②生計維持者が死亡し、又は心身に重大な被害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- ③生計維持者の収入が、事業等の休廃止、失業などにより著しく減少したとき。
- ④生計維持者の収入が、干ばつ、冷害などによる農作物の不作等により著しく減少したとき。

受付場所 球磨村コミュニティセンター清流館

必要なもの

前年度の所得が分かる資料（所得・課税証明書、源泉徴収票など）、今年度の収入が分かる資料（給与明細等）、罹災証明書が交付されている場合は罹災証明書

災害援護資金貸付に係る要件

1. 球磨村に住所を有する者（生活の本拠が球磨村にある者を含む）

※村外に住民票がある人は、球磨村に住民票を移す意思のある人

所得制限

同一世帯に属するものの前年の合計所得金額が下表の所得制限表金額未満の場合ただし、住居が滅失した場合は、世帯人数に関わらず、所得制限額は1,270万円となるこの他にも要件がありますので、詳細については、相談会の際に説明をします。

問い合わせ 生活再建支援班 ☎ (32)1112

適用基準

①に該当する人

○損害の程度が全壊・・・負担上限月額が0円

○損害の程度が大規模半壊、半壊

・・・負担上限月額が2分の1

②～④に該当する人

○令和2年の世帯収入が前年の2分の1に減少すると認められる場合・・・負担上限月額が2分の1

申請受付

受付締切 12月25日(金)

受付場所 住民福祉課福祉係

申請に必要なもの

- ・申請書（来庁時に記入していただきます。）
- ・印鑑・り災証明書

※申請はり災証明書が発行されてからお願いします。

- ・その他減免に必要な書類

※所得が激減する見込みの方で、減免の申請をされる方は事前に住民福祉課までご連絡ください。

問い合わせ 住民福祉課福祉係 ☎ (32)1112

村に明るい話題を提供したい

球磨郡市連合子牛品評会



2等賞に選ばれた「ゆめひめの2」

球磨郡市連合子牛品評会が8月20日、錦町の球磨家畜市場で開かれ、人吉球磨から22頭が出品されました。

峯地区の地下和雄さんが「ゆめひめの2」を出品し2等賞に選ばれました。

地下さんは「村はこの度の豪雨災害で大きく被災してしまった。自宅付近は、山から水が畜舎に入り牛の膝まで水が来っていました。幸い牛も、飼料畑も無事でした。このような大変な時だが畜産業から球磨村に明るい話題が提供できてよかったです。今後も行政とともに頑張っていきたい」と話しました。

今が極楽
料理自慢の嫁が来た
気がつけば
今が極楽
孫とひ孫に囲まれて
今が極楽
誰が総理にならすとか
あごばかり
今度は超のつく台風
こだわって
球磨焼酎に鮎料理
いやねえ
地団駄踏んだ検査陣
もぬけの殻
マイバック
婆ちゃん太とか名前入り
やめられん
おこなえん
夕方に
蝉時雨の
大合唱

【肥後狂句】

鼠の年は
コロナに台風
目を覆い
夕方に
蝉時雨の
大合唱

「空を飛んだ豚」おいしく食べて

一勝地赤豚を村内の給食へ提供



球磨中学校へ届けた淋さん(左)

一勝地赤豚約14キロを淋博道さんが球磨村給食センターに納品しました。今回で3回目の納品となった一勝地赤豚は、令和2年7月豪雨災害でヘリで救出された豚ということです。今回の水害で養豚場も自宅も被災し約60頭の豚が流失。淋さんは「災害で一時はやめようかと思ったが、多くの皆さんから応援の声をいただき、また頑張ろうと思いました。これからもおいしい豚を提供できるように頑張ります」と言いました。

また9月18日には渡保育園とこがね保育園にも提供されました。

〔短歌〕

古稀過ぎし
早くも三年 経ちゆきて
艱難辛苦 吹き飛ばす初秋
秋迎え 友から届いた 梨供え
甘さにホッコリ 舌鼓打ち
夏休み明け 小二のひ孫 学校へ
スキップしつつ 坂道おりゆく
静かなる 清き流れの 球磨川が
牙を剥き出し 家・人・のみこむ
濁流に のまれし鉄橋 哀れにも
打ち上げられて 赤く横たふ

鳥飼
竜胆

日當山岳

平井 静代

鳥飼可津子

平井 静代

文芸の広場

毎月10日までふるさと創生課へ提出
ください。

災害臨時お知らせ版を不定期発行中です

設置場所 球磨村役場1階玄関、2階ふるさと創生課窓口、球磨中学校体育館避難所、高齢者福祉センターせせらぎ、田舎の体験交流館さんがうら、旧多良木高等学校避難所、石の交流館やまなみ支援物資センター、球磨村総合運動公園さくらドーム、サンロード下原田店様、ニシムタ人吉店様、ナフコ人吉店様、JAくま人吉支所様



球磨村地域子育てセンター “陽だまり”

〒 869-6401 球磨村大字渡乙 763(渡保育園内) ☎ (33)0125

陽だまりサロンでは、毎回、育児講座やフリートークなど、球磨村で子育て中の親子やマタニティの皆さんで楽しく過ごしていますのでお気軽にご参加ください。お待ちしています！(初めて参加する人は電話でご連絡ください)

陽だまりサロン

週1回のサロンで顔を合わせ、「あれ？先週よりよく動くようになったね～！」「大きくなった気がする！」など、子どもさんの成長をみんなで感じています。普段気付けない変化も、周りのママさんたちと過ごす中で気付けることもたくさんあり、まるでわが子のような感覚です♪



赤ちゃんこんにちは



球磨村のお宝赤ちゃんをご紹介します！

薄着の週間は秋からスタート

肌寒くなってくると、つい子どもに厚着をさせたくなりますが、子どもは意外と寒さに強いものです。

薄着でいると、冷たい空気が刺激となって、自律神経などの神経系全体が活発に働くようになります。体温調節機能も高まるので、かぜをひきにくく、寒さに対する抵抗力が強い体になれるというわけです。
冬に向けて抵抗力をつけて、丈夫な皮膚を作っていくためにも、今から薄着を心がけましょう。

☆薄着で過ごすコツ

- ・寒い時は薄手の上着で調整をする
- ・肌着を着て保温する
- ・おなかと背中が出ないようにする

☆大人より「少し遅く」「1枚少なく」！

大人が「長袖を着よう」と思ったとき、子どもは長袖にするのを少し遅らせたり、大人が重ね着をするとき、子どもは1枚少なく着せる、などの対応をすると、自然と薄着が習慣づけられます。



手形アート (ひまわり)

手形アートに初挑戦！
小さいおててがかわいい
かったです♡
飾りつけをして、枠もママ
さん方の手作り。お家に飾
れる作品に変身しました。



敬老の日プレゼント作り

敬老の日に向けて、キー
ホルダー作りをしました。
子どもさんの小さな指で
スタンプもペタペタ♪素
敵なプレゼントができま
した！！



10月行事予定

3日(土)	りんごの木サークル
5日(月)	体育教室 (こ)
7日(水)	陽だまりサロン
14日(水)	陽だまりサロン
17日(土)	運動会 (予定) (こ)
19日(月)	体育教室 (こ)
23日(金)	陽だまりサロン お誕生会 (渡) (こ)
27日(火)	陽だまりサロン
28日(水)	第14回絵本館まつり (30日(金)まで) (渡)

※村内保育園行事予定の一部を掲載しています。新型コロナウイルス感染症の流行など、都合により変更する場合があります。ご了承ください。
(渡) 渡保育園 (こ) こがね保育園 (神) 神瀬保育園は休止中



球磨村広報 特派員

大募集！

対象者

村内に住所を有する高校生以上の方など
(高校を卒業するまでは保護者が申込者)

活動内容

令和2年7月豪雨災害から復旧復興していく球磨村の様子をSNSなどで情報発信したり、村内の話題、行事等の取材を行い、写真及び記事を村に提供します。
※活動は無報酬で交通費の支給はありません

申込方法

球磨村公式ウェブサイト及びふるさと創生課備え付けの球磨村広報特派員登録申請書を提出

申込締切

10月16日（金）